

第51回厚生科学審議会感染症部会

新型コロナウイルス感染症対策における感染症法・検疫法の見直しに関する御意見

日本労働組合総連合会

- 国や地方自治体間の情報連携については必要であると考えますが、電磁的な方法で情報共有を行う際は、ネット上やデータの保存施設へのハッキング等を含め、悪意の有無にかかわらずセンシティブな個人情報の流出につながらないように厳重なシステム構築が不可欠であります。また、対象者の中にはDV被害者等で住所などに特別の配慮を有する方も想定されるので、情報の取り扱いに慎重を期していただきたいと思います。
- 罰則規定を創設することは私権の制限につながることから、他の法令における罰則の重さなどとの均衡も含め、慎重な議論を求めます。他の感染症がもたらす患者数や致死率と比較して、新型コロナウイルス感染症についての罰則が適正であるかについても、丁寧な議論が必要と考えます。また、罰則規定を設け罰則を科すことで、新たな差別・偏見を生む恐れもあるなど、様々な観点から検討すべきと考えます。さらに、罰則を必要とする背景となる課題について、分析と解決策を講じることも必要と考えます。そのうえで、例えば、調査への協力を拒否するよう第三者より強要された事例を想定し、強要・脅迫への対応が不可欠です。
- 健康観察の実効性の確保について、認知症で1人暮らしの方が健康状態を正確に伝えず、その結果自宅で急激に状態が悪化するといった恐れがあるため、介護保険関係の情報とも連携し対応することが必要であると考えます。